

重 要 な 会 計 方 針 等

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 2 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
固定資産 5,105,064,989 円
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金及び買取債権の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末における貸付金残高及び買取債権残高の6/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は0.3/1000である。
 - (2) 信託債権損失引当金
貸付け（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第10条第1項本文の貸付け及び住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）第26条の2第1項第4号の資金の貸付けを除く。）又は債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券を発行した場合において、貸付債権（同号の資金の貸付けに係るものに限る。）を当該住宅金融公庫債券の債務の担保に供したときの当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるため、住宅金融公庫法施行令（昭和32年政令第70号）第17条の7及び住宅金融公庫法施行規則（昭和29年大蔵省・建設省令第1号）第2条の25の規定に基づき、主務大臣が別に定めたところにより算定した額を計上している。
- 4 その他財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - (2) 繰延勘定の処理方法
債券発行費
支出時に全額費用として処理している。
債券発行差金
住宅金融公庫債券
公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の償還期限までの期間（10年間）で均等償却している。
財形住宅債券
内規に基づき、債券の償還期限までの期間（5又は10年間）で均等償却している。
住宅宅地債券
公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の発行日からの経過月数に対応した額を償却している。
 - (3) 延滞債権額
貸付金に係る延滞債権額
貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、652,838,470,891 円となっている。
買取債権に係る延滞債権額
買取債権のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている買取債権の元金残高）は、59,195,903 円となっている。
 - (4) 担保資産
貸付金のうち2,489,822,224,848 円、買取債権のうち1,007,387,837,038 円を住宅金融公庫債券3,203,111,644,000円の担保に供するため信託している。